

令和3年3月8日
中小企業庁

一般社団法人全国信用保証協会連合会

中小企業・小規模事業者に対する年度末金融の円滑化について

貴連合会におかれましては、日頃より、中小企業・小規模事業者に対するきめ細かい配慮を行っていることと承知してはいますが、中小企業・小規模事業者の資金需要が高まる年度末が控えていること、さらに新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、下記の点に努めることを各信用保証協会に周知徹底いただきますよう、対応方よろしく願いいたします。

記

- (1) 年度末における中小企業・小規模事業者への資金繰り支援について、雇用調整助成金を含む各種支援策の支給までの間に必要な資金も含め、金融機関との連携・協力を努めながら、迅速かつ積極的に対応しつつ、可能な限り、個々の実情に応じた柔軟かつきめ細やかな対応を図るとともに、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行うこと。また、審査に当たっては、現下の財務状況や過去の保証条件の変更等の事象のみで判断するのではなく、事業者の特性や経営実態、経営改善への取り組み等を十分に踏まえた判断を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う経済への影響により、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、感染症の影響を受けた事業者をはじめとする中小企業・小規模事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対応資金等の積極的な実施・活用について最大限の配慮を行うとともに、返済期間・据置期間が到来する既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の延長等の措置など、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。また、中小企業再生支援協議会による金融調整が有効な場合等には、「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール」の積極的な活用も検討すること。

(3) 東日本大震災や令和2年7月豪雨、令和3年福島県沖を震源とする地震及びその他各地域における大雨や台風等の被災事業者からの相談には、東日本大震災復興緊急保証やセーフティネット保証4号等を活用しつつ、引き続き丁寧に対応すること。

(4) 信用保証先の中小企業・小規模事業者に対し、金融面からの支援に留まらず、コンサルティング機能を十分に発揮し、モニタリング等状況把握や経営支援、財務アドバイスにより一層積極的に取り組んでいくこと。

その際、4月より開始する伴走支援型特別保証制度、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業や早期経営改善計画策定支援事業、中小企業再生支援協議会等の施策の効果的な活用や経営サポート会議等の実施を通じて、中小企業・小規模事業者の真の意味での経営改善や事業再生等を徹底的に支援していくこと。

(5) 中小企業・小規模事業者に対する保証に当たっては、個人保証や担保等に必要以上に依存することなく、借り手の事業内容に対して目利きを発揮して対応を行うこと。特に、「経営者保証に関するガイドライン」について、積極的に活用し、個人保証に依存しない信用保証や既存の保証契約の見直し、保証債務の整理への対応を促進することで、創業や中小企業・小規模事業者の思い切った事業展開、円滑な事業承継及び早期の事業再生などを後押ししていくこと。